

埼玉県警察本部訓令第15号

埼玉県警察本部交通機動巡ら隊に関する訓令を次のように定める。

昭和44年5月22日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察交通機動隊に関する訓令

(概要)

本訓令は、交通部交通機動隊の運営等に関し

- 交通機動隊の任務、勤務制
- 交通法令違反事件等の取扱い

等について定めている。